

公益社団法人名護市シルバー人材センター
会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人名護市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員 年額 2,000 円
- (2) 特別会員 年額 2,000 円
- (3) 賛助会員 (個人一口) 年額 1,000 円
(団体一口) 年額 5,000 円

2 事業年度の途中に会員になった場合も会費の額は、前項のとおりとする。

3 正会員が病気等の理由による場合や特別会員について、理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(会費の納入)

第3条 会費は、毎年度1回4月末日までに納入するものとする。ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後1月以内に納入するものとする。

2 既納の会費は、返還しない。

(会費の使途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、公益認定を受け、変更登記を完了したときから施行する。